

○立川市キャラクターの着ぐるみの使用に関する要綱

平成27年3月30日要綱第49号

改正

令和3年3月19日要綱20号

立川市キャラクターの着ぐるみの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立川市キャラクター「くるりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの使用)

第2条 市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）が企画し、又は実施する各種イベント等で市のイメージ向上に資すると認められる場合に限り、着ぐるみの使用を承認することができる。

(使用の承認申請)

第3条 申請者は、前条に規定する承認を受けようとするときは、立川市キャラクター「くるりん」着ぐるみ使用申請書（第1号様式。以下「使用申請書」という。）に必要書類を添えて提出するものとする。

2 使用申請書は、着ぐるみを使用する期間の初日の3月前から14日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用の承認)

第4条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 着ぐるみの適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 前項の規定により使用を承認するときは、立川市キャラクター「くるりん」着ぐるみ

使用承認通知書（第2号様式）により通知し、使用を承認しなかったときは立川市キャラクター「くるりん」着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）に当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 使用承認の期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長4日間とする。ただし、使用承認の期間が重複しない場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第7条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用承認を受けた目的及び場所でのみ使用すること。
- (2) 使用承認の期間を遵守すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) その他使用承認の際に付した条件に従って使用すること。

（使用承認の取消し）

第8条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、使用承認を取り消すとともに、以後の使用承認はしないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

（原状復帰）

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、

使用者は、これに従うものとする。

(使用者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者又は第三者に生じた被害については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日要綱第20号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。